

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 2 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。
- ・ 電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を整備しています。
- ・ オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する事項および情報の取得・活用について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。

令和 8 年 6 月より、医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算から電子的診療情報連携体制整備加算へ名称が変わります。

当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療の提供に努めています。